

○牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 第 6 項の規定に基づき、牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を令和 3 年 3 月 31 日付けで次のように変更したので、同条第 1 項の規定に基づき公表する。

令和 3 年 3 月 31 日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>前文 (略)</p> <p>第1～第11 (略)</p> <p>第12 ウイルスの浸潤状況の確認等</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 野生動物における感染確認検査</p> <p><u>都道府県は、第5の2により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合は、発生農場の周囲の地域において、野生動物（野生の鹿及びいのししをいう。以下同じ。）の感染確認検査を実施する。</u></p> <p>第13～第20 (略)</p> <p>第21 移動制限区域の設定（法第32条）</p> <p>1 移動制限区域の設定</p> <p>都道府県は、第18により野生動物において牛疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域について、家畜等（7に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下第2節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第18の判定前であっても、牛疫である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 家畜の所有者への連絡</p> <p>都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及</p>	<p>前文 (略)</p> <p>第1～第11 (略)</p> <p>第12 ウイルスの浸潤状況の確認等</p> <p>1～6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第13～第20 (略)</p> <p>第21 移動制限区域の設定（法第32条）</p> <p>1 移動制限区域の設定</p> <p>都道府県は、第18により野生動物<u>（野生の鹿及びいのししをいう。以下同じ。）</u>において牛疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域について、家畜等（7に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下第2節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第18の判定前であっても、牛疫である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 家畜の所有者への連絡</p> <p>都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及</p>

び第24の1の(2)の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

4～6 (略)

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) (略)
- (2) 第18により牛疫が陽性であると判定された野生動物が確認された地点を中心とした半径1 km以内の区域にある農場（第24の1の(2)の検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳
- (3) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵等（第18により野生動物において牛疫が陽性であると判定された日から遡って28日目の日（当該野生動物の発見から判定までに28日以上を要した場合にあっては、当該野生動物の発見日）より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(4)～(6) (略)

8 (略)

第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 (略)

2 制限の対象外

原則として、移動制限区域の設定後28日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該28日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（第18により牛疫が陽性であると判定された野生動物が確認された地点を中心とした半径5 km以内の区域を除く。）

び第24の1の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

4～6 (略)

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) (略)
- (2) 当該野生動物が確認された地点から半径1 km以内の区域にある農場（第24の1の検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳
- (3) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って28日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(4)～(6) (略)

8 (略)

第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 (略)

2 制限の対象外

原則として、移動制限区域の設定後28日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該28日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（発生農場から半径5 km以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし

のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、移動制限区域外の農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

3 家畜集合施設以外の関連事業者における消毒の徹底

都道府県は、1に掲げる家畜集合施設以外の移動制限区域内に所在する関連事業者に対し、牛疫のまん延を防止するため、必要があるときは、消毒を徹底するよう指導する。

第23 (略)

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 ウイルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第18により野生動物において牛疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講ずる。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第18の病性の判定前に実施することができる。

(1) 野生動物における検査等

都道府県は、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域において死亡し、又は捕獲された野生動物について、ウイルスの浸潤状況の確認のために必要な検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。また、当該区域においては、野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図る。

、と畜する家畜は、制限区域外の農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

3 家畜集合施設以外の関連事業者における消毒の徹底

都道府県は、1に掲げる家畜集合施設以外の移動制限区域内に所在する関連事業者に対し、本病のまん延を防止するため、必要があるときは、消毒を徹底するよう指導する。

第23 (略)

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 ウイルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第18により野生動物において牛疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、臨床症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第18の病性の判定前に実施することができる。

(新設)

(2) 家畜における検査

都道府県は、移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場に限る。）に対する立入検査を行い、第4の1の(1)及び(2)に掲げる異状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

2 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1の(1)又は(2)により都道府県から検体の送付があった場合には抗原検査及び血清抗体検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

3 周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、1の(1)により検査された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。

4 (略)

第25 (略)

(新設)

2 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1により都道府県から検体の送付があった場合には抗原検査及び血清抗体検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

3 周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、1により陽性と判断された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。

4 (略)

第25 (略)